

# A-FIVE活用に関する アンケートについて

2014年4月24日

内閣官房日本経済再生総合事務局

# アンケート調査の趣旨及び概要

## 【趣旨】

- A-FIVEは、6次産業化の推進のための大きなツールであるが、その活用は、ファンド創設以来、1年以上経過するものの低調。
- このため、現状把握及び今後の課題の分析のため、A-FIVEの案件形成に最前線で従事しているサブファンドに対し、現状の問題点等について質問するアンケートにより実態把握を行った。

## 【概要】

- 日本経済再生総合事務局より、A-FIVEのサブファンド(調査時点で全41社)の担当者に対し、2014年4月11日にe-mailにて質問票を送付。
- このうち、31のサブファンドの担当者から回答があった(回収率76%)。

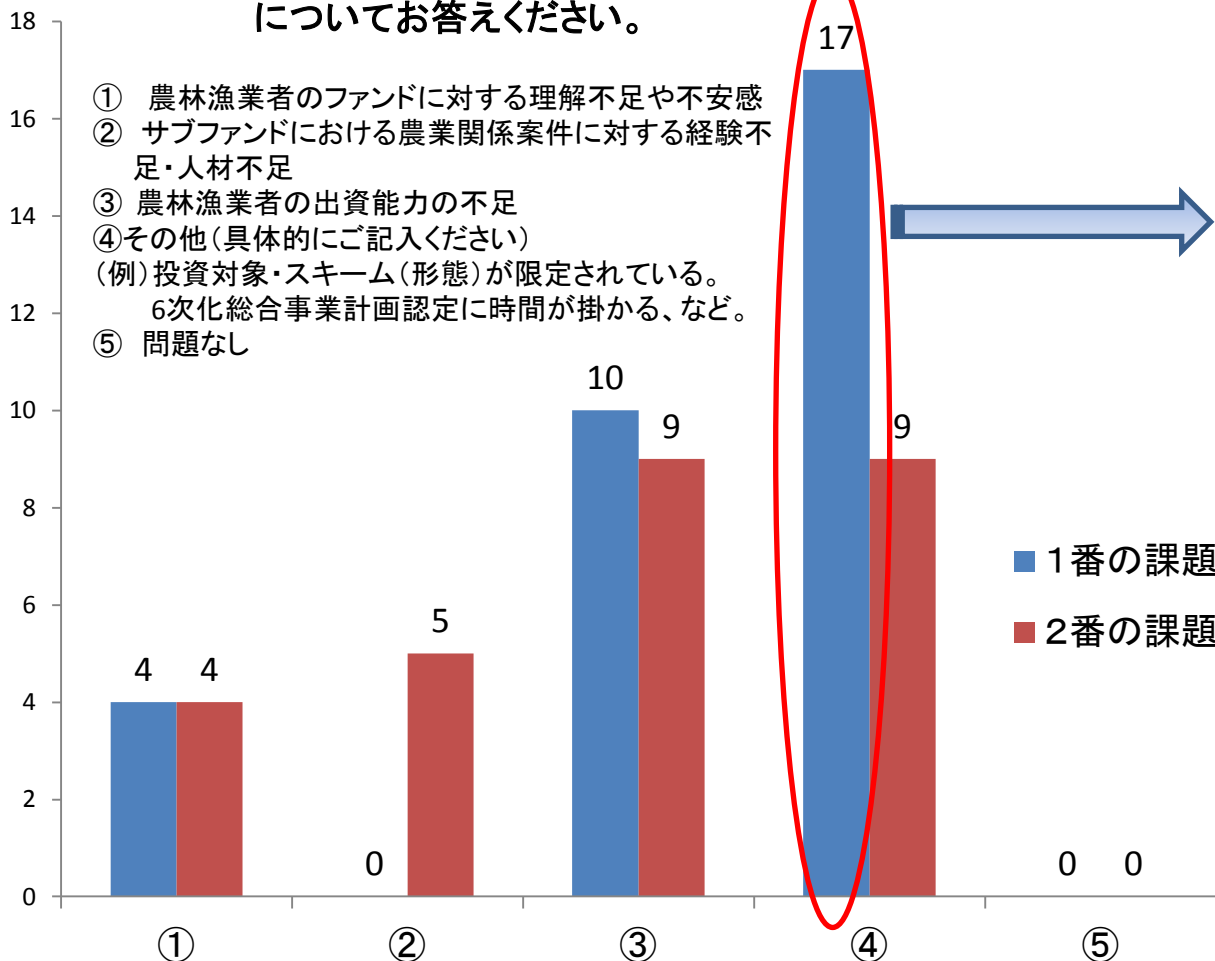
※本調査は時間等の制約を勘案し、e-mailにより各サブファンドの担当者から回答を求めたが、今後、更に詳細な分析をするにあたっては、その手法等(意見聴取の方式、担当者の回答ではなく組織としての回答を求める等)についても見直す必要がある。

※※ 資料における記述式の回答については、事務局において、適宜、要約を行っている。

# A-FIVE活用の上での課題について(全般的課題)

○A-FIVEの活用にあたっては、投資スキームや農林漁業者の出資能力が課題となっている。

質問: 案件形成の上でどのようなことが制約や課題になっていると考えていますか。以下の選択肢から、1番の課題、2番目の課題についてお答えください。



④を1番の課題とした回答の具体的な内容及びその解決策として記載のあった内容 (当該内容の記載のあった回答数)

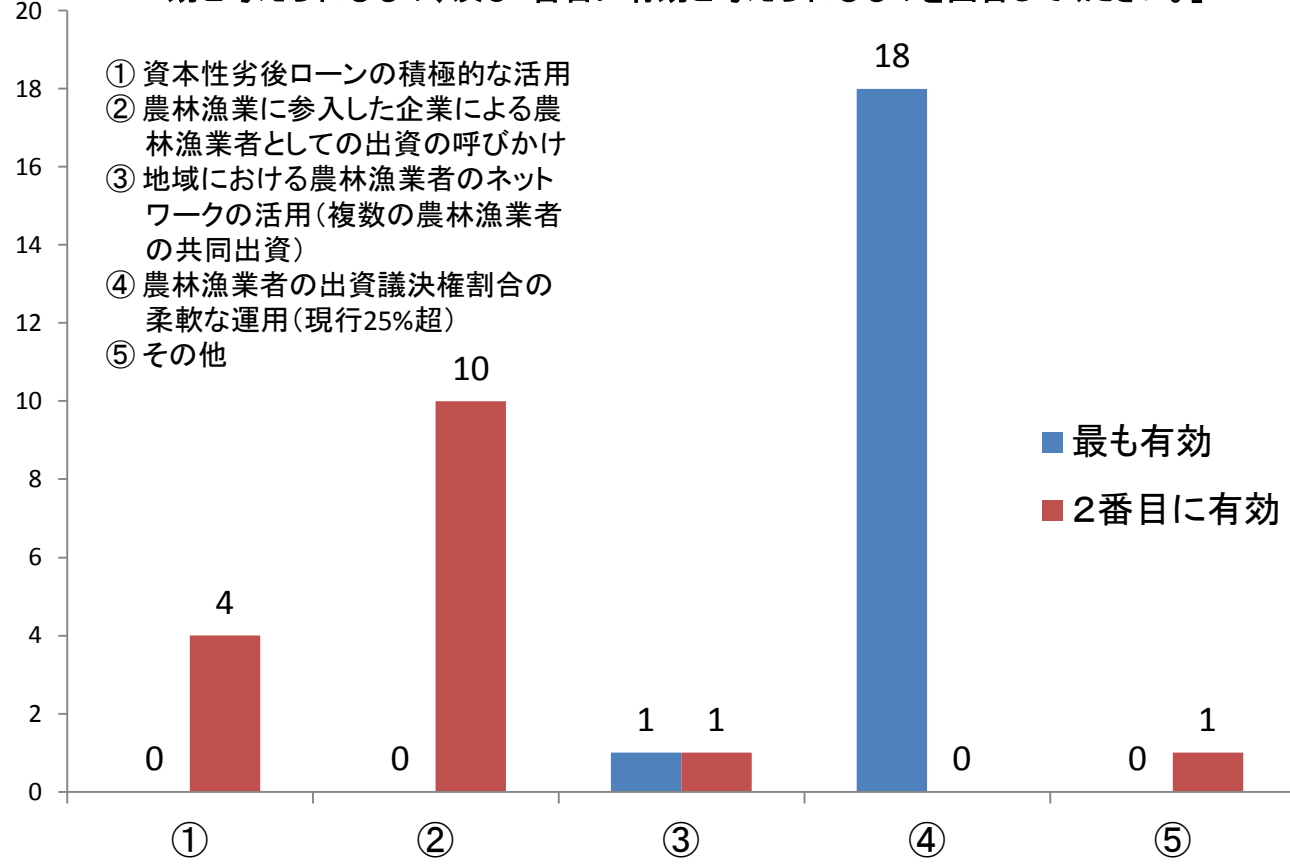
- 投資スキームに関するもの 15
  - ・ 出資比率や無議決権の出資などサブファンドの出資議決権を柔軟にすべきというもの 8
  - ・ 農業生産法人に出資できない、合併会社形態への出資となっていることなど 6
  - ・ 農林漁業者の出資に関すること 4
  - ・ 2, 3次事業者中心のスキームが認められないこと 3
  - ・ 農林漁業者の範囲が狭いこと 2
  - ・ LPであるA-FIVEの審査・同意や農水省の承認手続きが必要でGPの責任で投資できない 1
- 手続き・基準・支援体制等に関するもの 6
  - ・ 6次化認定・投資基準の基準明確化・審査迅速化 4
  - ・ A-FIVEの支援体制に関するもの 3
  - ・ 提出書類等に関するもの(簡素化等) 1
  - ・ サブファンドへの権限移譲(審査の迅速化) 1
  - ・ 利用可能な補助金の一元開示 1
  - ・ 債務超過先への出資 1

# 農林漁業者の出資能力について

○農林漁業者の出資能力の不足に対しては、**農林漁業者の出資議決権割合の柔軟な運用**が最も効果的と考えられている。

○また、**農林漁業に参入した企業による農林漁業者としての出資の呼びかけ**も有効であると考えられている。

質問: 案件形成の上で「農林漁業者の出資能力の不足」と回答した19社に対し、「その課題を解決するために、どのようなことが有効であると考えますか。最も有効と考えられるもの、及び2番目に有効と考えられるものを回答してください。」



その具体的な改善策の内容  
(当該内容の記載のあった回答数)

・農林漁業者の出資比率の柔軟な運用 (出資比率25%超は厳しい等)	12
・農林漁業者の主導性の確保を議決権比率以外で担保	5
・2次・3次事業者主体のスキームを認める	2
・農業生産法人への出資	1
・優先株によるパートナー企業への出資	1
・サブファンドによる種類株の取得	1
・地域のネットワークづくりのサポート	1

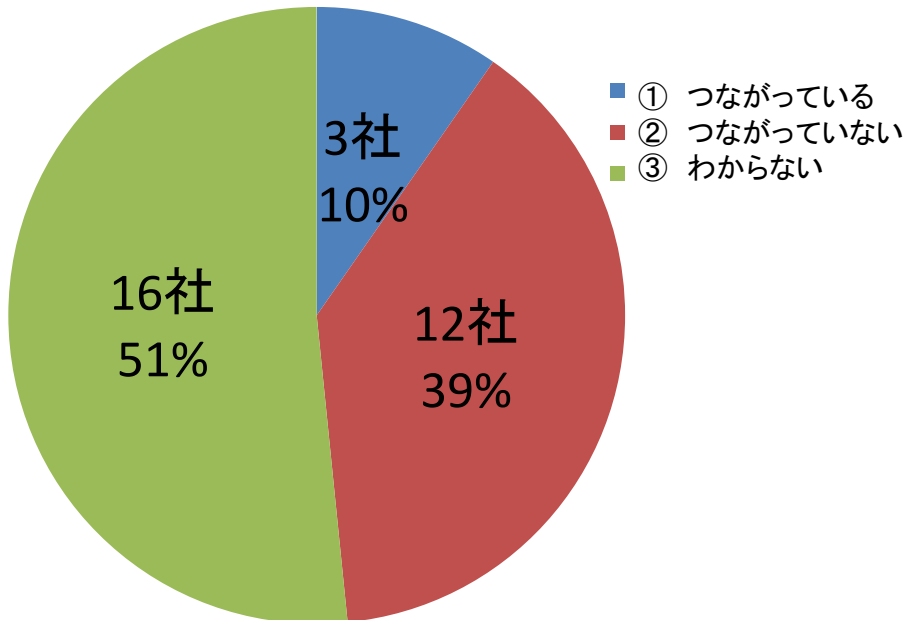
# 農林漁業者のファンドに対する理解促進や不安感の解消

- 農林漁業者がファンドについて十分な理解ができるよう**農林漁業者にあった説明を行う**ことが必要。
- 農林漁業者の**出資議決権割合がパートナー企業を上回っている**ことが、農林漁業者の**安心感につながっている**とは、必ずしもサブファンドは認識していない。

質問：農林漁業者の出資議決権割合は、農林漁業者の主体性・主導性確保のために導入されたと言われています。このような議決権の割合を設定することは、出資をする農林漁業者の安心感につながっているとお考えですか。

質問：農林漁業者のファンドに対する理解不足や不安感を解消するためにどのようなことが必要ですか。

(主な回答例)



- ・ ファンドに対する考え方をわかり易くまとめた案件入口段階での推進ツール等の作成。  
(ファンドの活用検討に対する適合チェック用フローチャート表、EXITに関する説明資料等)
- ・ 一般的な農林漁業者はファンドスキームや会社法など専門的な知識が不足しており、説明会やセミナーなどで周知を図ると同時にサブファンド担当者による積極的な支援が必要。
- ・ 事業者からは投資決定時期(スケジュール感、ステータス)が見えないことによる不安感が懸念されるため、一般の農林漁業者の対応能力を考慮した、投資決定に至るまでのプロセスの再構築が必要。
- ・ 具体的で分かり易い事例を紹介しながら、啓蒙活動を粘り強く行う。
- ・ 補助金、助成金などの無償資金に頼る発想から事業資金に関する認識を変えていくことが必要。
- ・ パートナー企業と事業が円滑、円満に行うことができるかという不安が生ずる可能性(事業が軌道に乗った後の事業の主導権争い等)。
- ・ ファンド出資条件(1次事業者25%超の出資要件)の緩和

# サブファンドにおける農業関係案件に対する経験・人材不足の解消

○継続的な人材育成、A-FIVEによる関与の強化、説明資料の充実などが求められている。

質問: 案件形成の上で、「サブファンドにおける農業関係案件に対する経験不足・人材不足の解消」が課題と回答した5社に対し、「その課題を解決するために、どのようなことが必要であると考えますか。」

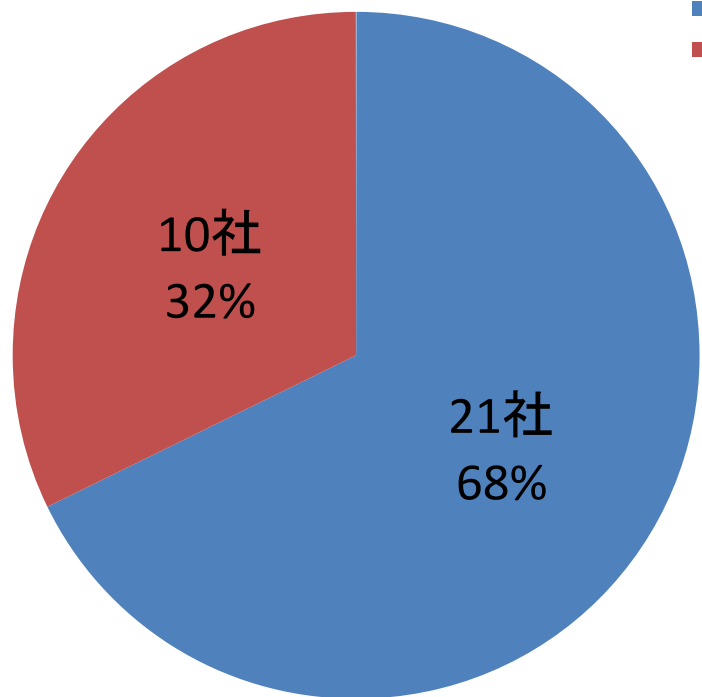
- ・金融機関もファンド経験が少ないため、農林漁業者のファンドに対する理解度を高める前に、金融機関担当者もファンド知識や農業知識を高める必要がある。
- ・ファンドの商品説明を行うための、簡単でわかりやすい資料があるとよい。
- ・農業関係案件に対する経験のみならず、投資業務に対する知識も十分ではない。研修やセミナーによる継続的な人材の育成が必要と考える。
- ・A-FIVE担当者が、案件組立段階から関与度合を上げていくことが必要。(全国サブファンドからの投資決定案件が一定水準に達するまで、A-FIVEが共同GP的な役割を果たす)
- ・これまで農林漁業者との取引関係が薄く、支援に関するノウハウ構築が十分ではないため以下のことが必要。
  - ▶ 関係機関とのネットワーク構築(農林漁業者支援に携わる関係機関との情報交換会や連携施策の検討、連携体制構築など)
  - ▶ 銀行グループ内での勉強会の開催(行内外を問わず幅広い視点から勉強会や研究会の開催)
  - ▶ 資格ホルダーの養成(農業経営アドバイザー等、資格取得の推奨)
- ・ファンド運営においては、原則IRR5%を基準に事業性を精査するが、農業および漁業の収穫量見込におけるボラティリティは非常に高く、事業計画に重大な影響を与えるが、経験がないため、保守的に立案する傾向に陥いる。その回避手段としては経験を積む、もしくは、現状よりもより高度知識を保有するサポートセンターの協力が不可欠であると考える。

# A-FIVEの業務の改善点

- 多くのサブファンドが、A-FIVEの業務について改善すべき事項があると感じている。
- 具体的には、担当者の頻繁な交代、投資決定までに時間が掛かりすぎることなど。

質問:これまで、皆様の案件でA-FIVEにおける投資支援決定やA-FIVEを通じた6次化総合事業計画の認定に際して改善すべきと感じた点がありましたか。

- ① ある
- ② ない



(改善すべき点の主な具体例)

- ・A-FIVEの担当者の変更が頻繁。
- ・投資決定までに関係者が多く、プロセスに時間が掛かりすぎる。
- ・審査が重層的で先が読めない。
- ・投資条件が厳しすぎる。融資と同じ目線で見ているのではないか。
- ・審査がGPと重複している点も多い。
- ・GPサイドに権限委譲等ある程度審査を簡便化すべき。
- ・6次化認定・投資基準の明確化。
- ・投資契約条項、情報開示内容の見直し。
- ・ハンズオン支援人材の育成・供給。
- ・A-FIVEのフロントと審査部門が連携を取れていない。
- ・補助金も活用する場合、手続きが煩雑なことに加え、スケジュールも限定される。
- ・6次化認定、補助金、出資のワンストップ管理。
- ・1次事業者の事務負担軽減(作成資料減)。



# その他自由記載(主な回答例)

○制度・運用双方について様々な改善を求める声があるが、活動を評価する声もある。

## 【制度に関するご意見】

- ・ ファンド設立から1年が経過した現時点で、必要な見直しが行われず、形式要件等について当初からの画一的な運用を行って、そもそもの設立目的が果たせなかったという結果になりかねないのではないかと懸念。
- ・ 投資実行が少ないのは「しくみ」に問題があると考えられるべき。LPであるA-FIVEがGPのように審査する現状が改善されないならば、サブファンドの減額あるいはクローズも検討せざるを得ないと考えている。
- ・ 投資の実行、回収に機構の同意が必要となる枠組みは、投資決定におけるGPの裁量を狭めている。
- ・ 案件創出を促すために、農林漁業者の出資議決権割合25%超基準を撤廃するとともに、種類株(無議決権株式)を柔軟に導入してほしい。

## 【制度の運用に関するご意見】

- ・ ファンド運用は、収益重視よりも地域活性化の施策としての判断が優先されるべき。期待IRRは低くとも、収益性と合わせて、雇用創出度合いや地域貢献のポイントで総合的に評価される仕組みが必要。
- ・ アーリー段階の企業に積極投資してもらいたい。
- ・ ファンド出資と、従来からの「補助金」「制度融資」等との併用が認められないケースがあり、改善が必要。

## 【A-FIVEの業務運営に関するご意見】

- ・ 投資決定まで時間が掛かりすぎる(半年程度)ことは、事業に支障を来さないか懸念。
- ・ 投資決定までの事務フローがわかりにくい。
- ・ 担当者の交代が重なったこともあり、担当者間での情報共有が十分でない。
- ・ 機構担当者による見込先企業への同行訪問、経営支援委員会等における的確なアドバイス等を頂いており、感謝している。
- ・ 地方と東京という物理的な隔たりからくる迅速性や機動性の面を解決できるよう、これまで以上に情報交換等を密にしたい。(地方への訪問頻度増加を希望)

## 【その他】

- ・ 6次化検討事業者に対する本ファンドスキームを理解してもらうツールが必要。
- ・ 意欲向上心が強い業者は独自に6次産業化を構築している。新たに合併企業体を設立してまで成長発展を志す業者は数少ないのではないかと懸念。
- ・ サブファンドが多数の金融機関によって設立されたことは非常に良いことであるが、金融機関同士が足の引っ張り合いをしている状況が生じている。